

目次

1 決算申告事務の流れ

決算・申告 2

2 決算調整

(1) 決算調整	3
(2) 申告調整	4
(3) 課税所得金額の計算	5
(4) 売上	
① 収益の計上時期	6
② 計上時期の具体例	7
(5) 売上原価	
① 売上原価の構造	8
② 棚卸	8
③ 棚卸資産の評価方法	9
(6) 給与	10
(7) 交際費等	14
(8) 減価償却	
① 減価償却	16
② 少額減価償却資産など	20
③ 特別償却等	21
(9) 資本的支出と修繕費	28
(10) 繰延資産	30
(11) 退職給与引当金	33
(12) 貸倒れ等	
① 貸倒引当金	34
② 貸倒損失	36
③ 貸倒損失・貸倒引当金 検討ポイント	37
(13) リース取引	39

3 申告調整

(1) 青色欠損金の繰越控除と欠損金の繰戻還付	41
(2) 別表四と五の記載	42

4 特別な課税と税率

(1) グループ法人税制	43
(2) 同族会社の留保金課税	44
(3) 使途秘匿金課税	45
(4) 土地重課税	45
(5) 法人税の税率表	46
(6) 清算中法人に対する課税	47

5 法人税申告書検討表

6 勘定科目別にみた源泉所得税の

チェックポイント 50

7 消費税等の概要

8 平成23年度法人税関係の改正主要

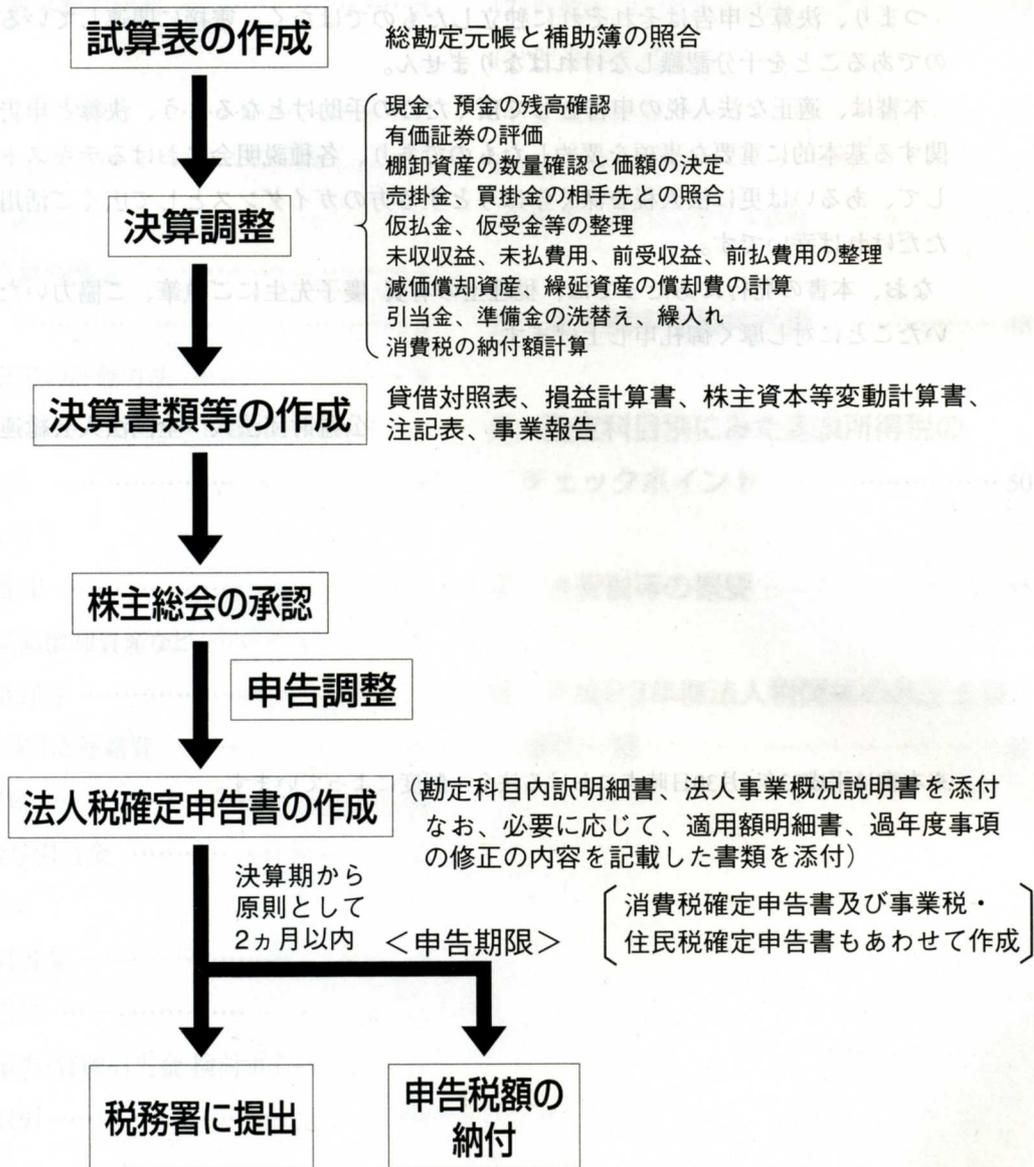
項目一覧 62

1 決算申告事務の流れ

決算・申告

会社は定款に定められている期間ごとに決算をまとめ、株主総会の承認等を受け、その決算（確定した決算）に基づいて法人税の確定申告書を作成します。

●決算・申告事務の流れ



(1) 決算調整

企業会計上の利益と法人税の課税所得は、その基本的な計算構造は同じですが、数字的には一致しないのが普通です。この違いを法人税法では、益金及び損金の額の計算に関する「別段の定め」として規定しています。

● 決算調整と申告調整

企業会計上の利益を基にして法人税の課税所得を算出するための調整を「税務調整」といいます。「税務調整」には、「決算調整」と「申告調整」があります。

「決算調整」とは、法人が決算の際に税法所定の損金経理などをするを条件に損金算入を認めるというものです。「申告調整」とは、決算調整の対象にならないものでも申告の際、別表四において加算・減算の調整を行うことをいいます。

● 損金経理によってはじめて“損金算入”

損金経理とは、確定した決算において費用又は損失として経理することをいい、確定した決算とはその事業年度の損益計算書等の計算書類について株主総会の承認等を得たものです。その中で費用又は損失として処理されてはじめて“損金”となるわけです。

具体的には、次のような項目があります。

損金経理を要件に損金算入できるもの	減価償却資産の償却費 繰延資産の償却費 特定の事由が生じた場合（災害など）の資産の評価損 一定の要件を満たす利益連動給与交換により取得した資産の圧縮額 貸倒引当金繰入額 少額の減価償却資産の取得価額 少額の繰延資産の支出費用 切捨債権以外の貸倒損失
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、その事業年度の決算確定日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法によって積み立てたときでも次のようなものは損金として認められます。

剰余金の処分により積立金として積み立てたときでも損金算入できるもの	特別償却準備金の積立額 特定資産の買換えにより取得した資産の圧縮積立金の積立額 国庫補助金等の特別勘定繰入額 特別修繕準備金など各種の準備金の積立額
-----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------